

学校いじめ防止基本方針

2019年4月

保原高等学校

はじめに

福島県立保原高等学校全日制課程（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。平成29年3月14日改訂。以下「国の基本方針」という。）および、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- （1）いじめは全ての生徒に関係する問題であることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- （2）いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- （3）いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 いじめの定義

（第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

< 具体的ないじめの様態(例) >

- （1）冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - 存在を否定される。

(2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。

○対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。

○遊びやチームに入れない。

○席を離される。

(3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

○わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。

○たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。

○遊びと称して対象の子が技をかけられる。

(4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

○恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。

○持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。

○靴に画鋲やガムを入れられる。

(5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

○使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。

○笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。

○衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。

(6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

○パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。

○いたずらや脅迫のメールが送られる。

○SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

3 いじめの理解

(1) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる。

(2) 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も禍害も経験するものである。

(3) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危機を生じさせる。

(4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え

(1) いじめの防止

生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

(3) いじめの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認したうえで、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。

(4) 地域や家庭との連携

P T A等といじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、地域や家庭との連携を図る。

(5) 関係機関との連携について

生徒に対して必要な教育上の指導が、十分に効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、教育委員会）との適切な連携を図る。

5 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」（特別支援委員会が兼ねる）

(2) 構成員

教頭、生徒指導 教務 進路指導 各学年教諭、教育相談担当教諭、養護教諭

(3) 組織の役割

① 学校基本方針に基づく取組の実施

（具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正、いわゆる PDCA サイクルの実施）

②いじめの相談・通報の窓口

③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

④いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整

(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

6 いじめの未然防止のための取組

(1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(2) 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

(3) 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

(4) 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

7 いじめの早期発見のための取組

(1) 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。

なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。

(2) 面接週間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。

(3) 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

8 いじめに対する措置

(1) いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導部長、教頭を経由して校長に報告する。また、本委員会を開催し、当該いじめに係る情報を報告し、情報共有を行った後は、事実関係の確認のうえ、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

(2) 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

(3) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

(4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の協力を求めるなど外部機関と連携して対応する。

(6) 重大事態発生時の対応

＜重大事態とは＞

①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

＜重大事態の報告＞

①重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

＜重大事態の調査＞

①重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け、当該調査の公平性・中立性を確保する。

②重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート

ト等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。

- ③いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

9 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等)の 実施計画	校内研修 計画	いじめ防止の ための会議等	評価計画
4月	対面式	教育相談(面接週間)			計画・目標の 作成と提示
5月		いじめに関する アンケート	生徒事例研 修 1	第1回いじめ 防止対策会議	
6月					
7月	情報モラル講 話	教育相談(面接週間)			
8月					
9月	健康教室				中間評価
10月			生徒事例研 修 2	第2回いじめ 防止対策会議	
11月		いじめに関する アンケート			
12月		教育相談(面接週間)			
1月				第3回いじめ 防止対策会議	
2月					年間評価 報告
3月					

10 評価と改善

- (1) 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。

- (2) 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応

